

仙台空港有害鳥類防除業務請負に係る契約変更について

平成 28 年 5 月
国 土 交 通 省

1. 仙台空港について

仙台空港は、国土交通大臣が設置し管理する空港であり、有害鳥類防除業務については、国（東京航空局）が業務委託を行ってきたところである。

平成 25 年 7 月 25 日に「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律」が施行され、27 年 12 月 1 日には、国と特別目的会社であり運営権者たる仙台国際空港株式会社との間で「仙台空港特定運営事業等に係る公共施設等運営権実施契約」が締結された。

これにより、国が実施している仙台空港の有害鳥類防除業務を含む飛行場運用業務は、平成 28 年 7 月 1 日以降、国から仙台国際空港株式会社に移管されることとなった。

2. 契約変更の必要性

仙台空港の有害鳥類防除業務請負については、平成 26 年 4 月から 29 年 3 月までの 3 年間の予定で市場化テストを実施しており、国は、株式会社応用生物に委託契約している。

平成 28 年 7 月 1 日をもって同業務は仙台国際空港株式会社に移管されることになるため、平成 29 年 3 月までとなっている仙台空港の有害鳥類防除業務請負に係る契約を変更（終了）する必要がある。

3. 契約変更の概要

【請負期間の終期】平成 29 年 3 月 31 日を平成 28 年 6 月 30 日に変更

（変更前）請負期間 平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日

（変更後）請負期間 平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日

【契約金額】上記契約期間の短縮に合わせて、82,944,000 円を 62,122,684 円に変更

（変更前）契約金額は、82,944,000 円（内消費税及び地方消費税の額は、6,144,000 円）とする。

（変更後）契約金額は、62,122,684 円（内消費税及び地方消費税の額は、4,601,680 円）とする。

以上